

令和4年3月25日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
地域保健担当理事 長谷川太郎

介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算に関する基本的な考え方並びに  
事務処理手順等の提示についての一部改正について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。

---

日本医師会 常任理事  
江 澤 和 彦  
(公印省略)

「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に  
関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示に  
ついて」の一部改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、介護職員の処遇改善に関する基本的考え方等につきましては、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号 厚生労働省老健局長通知）にて示されております。当該通知につきましては、本会からも、令和3年度介護報酬改定に関する通知としてご連絡するとともに、本会ホームページ・メンバーズルームに掲載しております。

今般、令和4年度の加算算定のための賃金策定計画等の作成に当たり、当該通知について「介護職員処遇改善補助金」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算（仮称）」を反映させる等、一部改正が行われましたので、情報提供させていただきます。

なお、先日社会保障審議会介護給付費分科会において諮問・答申が行われた、令和4年10月からの新たな加算である「介護職員等ベースアップ等支援加算（仮称）」については、改めて考え方が示されるとのことです。